

# 加茂市水道給水条例

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 給水装置の工事及び費用（第五条—第十一条）
- 第三章 給水（第十二条—第二十一条）
- 第四章 料金、使用量、加入金及び手数料（第二十二条—第三十二条）
- 第五章 管理（第三十三条—第三十八条）
- 第六条 貯水槽水道（第三十九条・第四十条）
- 第七条 補則（第四十一条）
- 附則

## 第一章 総則

### （条例の目的）

第一条 この条例は、加茂市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

### （給水区域）

第二条 加茂市水道事業の給水区域は、別表に掲げるとおりとする。

### （給水装置の定義）

第三条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

### （給水装置の種類）

第四条 給水装置は、次の三種とする。

- 一 専用給水装置 一（世帯、戸）又は一箇所専用するもの
- 二 共用給水装置 二（世帯、戸）若しくは二箇所以上で共用するもの
- 三 私設消火栓 消防用に使用するもの

## 第二章 給水装置の工事及び費用

### （給水装置の新設等の申込）

第五条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。）第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

### （新設等の費用負担）

第六条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

### （工事の施工）

第七条 給水装置工事は、市長又は市長が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。

- 3 第一項の規定により市長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第八条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適正に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第一項の規定による指定の権限は、法第十六条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第九条 市長が、施行する給水装置工事の工事費は、次の額の合計額とする。

- 一 材料費
  - 二 運搬費
  - 三 労力費
  - 四 道路復旧費
  - 五 工事監督費
  - 六 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
  - 3 前二項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に市長が定める。

(工事費の予納)

第十条 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

- 2 前項の工事の概算額は、工事竣工後に清算する。

(給水装置の変更等の工事)

第十一条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

### 第三章 給水

(給水の原則)

第十二条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
- 3 第一項の規定による、給水の制限又は停止のための損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申し込み)

第十三条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置所有者の代理人)

第十四条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は、市長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- 一 給水装置を共有する者
- 二 給水装置を共用する者
- 三 その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第十六条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。

ただし、市長が、その必要がないと認めたときはこの限りではない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

(メーターの貸与)

第十七条 メーターは、市長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第十八条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- 一 水道の利用をやめるとき。
- 二 用途を変更するとき。
- 三 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、市長に届け出なければならない。

- 一 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- 二 給水装置の利用者に変更があったとき。
- 三 消防用として水道を使用したとき。
- 四 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の利用)

第十九条 私設消火栓は、消防又は、消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員の立会いを要する。

(水道利用等の管理上の責任)

第二十条 水道利用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第一項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第二十一条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第四章 料金、使用料、加入金及び手数料

(料金及び使用料の支払義務)

第二十二条 水道料金(以下「料金」という。)及びメーター使用量(以下「使用料」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金及び使用料の納入について連帯責任を負うものとする。

第二十三条 料金及び使用料は、次の表に掲げる金額の合計額に百分の百八を乗じて得た金額とする。この場合において、一円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

##### 一 料金

用途		料 率	
		基本料金 (1ヶ月につき)	従量料金 (一立方メートルにつき)
専用 及び 共用	一般用	一〇立方メートルまで 一,〇〇〇円	一二二円
	浴場用	一〇〇立方メートルまで 五,八〇〇円	六〇円
	臨時用	二〇立方メートルまで 五,六〇〇円	二九五円

##### 二 使用料

口 径	使用料(一ヵ月につき)
十三ミリメートル	七〇円
二〇ミリメートル	一〇〇円
二五ミリメートル	一二一元
三〇ミリメートル	一七三元
四〇ミリメートル	二一三元
五〇ミリメートル	一,一六一円
七五ミリメートル	一,五三九円
一〇〇ミリメートル	一,九二五円

(料金の算定)

第二十四条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が、定めた日をいう。)

)に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことが出来る。

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要があるときは、隔月定例日にまとめて点検し、料金を算定することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第二十五条 市長は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- 一 メーターに異常があったとき。
- 二 料率の異なる二種以上の用途に水道を使用するとき。
- 三 使用水量が不明のとき。
- 四 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金等の算定)

第二十六条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金及び使用料は、次のとおりとする。

- 一 使用水量が、基本水量の二分の一以下のとき、基本料金及び使用料の二分の一
  - 二 使用水量が、基本水量の二分の一を超えるときは、一ヵ月として算定した金額
- 2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第二十七条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申し込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金等の徴収方法)

第二十八条 料金及び使用料は、口座振替又は納入通知書若しくは集金の方法により、毎月徴収する。ただし、市長は必要があるときは、二ヵ月分をまとめて徴収することができる。

(加入金)

第二十九条 給水装置の新設又は変更（給水管の口径を増す場合に限る。）をする者から、次の表に掲げる加入金の額に百分の百八を乗じて得た金額を徴収する。ただし、変更する場合の加入金の額は、新口径に応じた加入金の額と旧口径に応じた加入金の額の差額に百分の百八を乗じて得た額とする。

口 径	加 入 金 の 額
十三ミリメートル	三一, 〇〇〇円
二〇ミリメートル	七五, 〇〇〇円
二五ミリメートル	一一四, 〇〇〇円
三〇ミリメートル	一六六, 〇〇〇円
四〇ミリメートル	二九五, 〇〇〇円
五〇ミリメートル	四八九, 〇〇〇円
七五ミリメートル	一, 〇四八, 〇〇〇円
一〇〇ミリメートル	一, 八四三, 〇〇〇円

- 2 加入金は工事の申し込みの際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、別に加入金の納付期日を定めることができる。
- 3 第二十七条の規定による臨時に水道を使用する場合は、加入金を徴収しない。

(配水管等の工事負担金)

第三十条 水道配水管の未設置地域において、給水申込者（以下「申込者」という。）から申込みを受け、配水管を布設するときは、その申込者から工事負担金を徴収する。

- 2 前項の工事負担金の算出等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(手数料)

第三十一条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込後、徴収することができる。

- |   |                             |       |        |
|---|-----------------------------|-------|--------|
| 一 | 市長が、給水工事の設計をするとき。           | 一件につき | 二、〇〇〇円 |
| 二 | 第七条第一項の指定をするとき              | 一件につき | 三、〇〇〇円 |
| 三 | 第七条第二項の設計審査（材料の確認を含む。）をするとき | 一件につき | 一〇〇円   |
| 四 | 第七条第二項の工事の検査をするとき           |       |        |
|   | 口径二五ミリメートルまで                | 一回につき | 五〇〇円   |
|   | 口径三〇ミリメートル以上                | 一回につき | 一、〇〇〇円 |
| 五 | 第十八条第一項の水道の使用をやめるとき         | 一回につき | 五〇〇円   |
| 六 | 第十九条第二項の消防演習の立会いをするとき       | 一回につき | 一、〇〇〇円 |
| 七 | 第三十二条第二項の確認をするとき            | 一回につき | 一、〇〇〇円 |

(料金、使用料、加入金、手数料等の軽減又は免除)

第三十二条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、使用料、加入金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

## 第五章 管理

(給水装置の検査等)

第三十三条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第三十四条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和三十三年政令第三百三十六号）第四条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第三十五条 市長は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- 一 水道の利用者が、第九条の工事費、第二十条第二項の修繕費、第二十三条の料金及び使用料、又は第三十一条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- 二 水道の利用者が、正当な理由なく、第二十四条の使用水量の計量、又は第三十三条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- 三 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第三十六条 市長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- 一 給水装置所有者が、六十日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- 二 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第三十七条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、二千元以下の過料を科することができる。

- 一 第五条の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕（法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去したもの
- 二 正当な理由がなく、第十六条第二項のメーターの設置、第二十四条の使用水量の計量、第三十三条の検査、又は第三十五条の給水の停止を拒み、又は妨げたもの
- 三 第二十条第一項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- 四 第二十三条の料金及び使用料、又は第三十一条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れたものに対する過料)

第三十八条 市長は、詐欺その他、不正の行為によって第二十三条の料金及び使用料又は、第三十一条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科することができる。

## 第六章 貯水槽水道

(市の責務)

第三十九条 市長は、貯水槽水道（法第十四条第二項第五号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第四十条 貯水槽水道の設置者は、規定に定めるところに従つて、当該貯水槽水道の管理を行うよう努めなければならない。

- 2 貯水槽水道のうち法第三条第七項に定める簡易専用水道の設置者は、前項に定めるもののほか、法第三十四条の二の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

## 第七章 補則

(委任)

第四十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二四日条例第十八号抄）

（施工期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年一二月二〇日条例第三三号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十四年三月二二日条例第一〇号）

（施工期日）

1 この条例は、平成十四年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十四年五月一日（以下「適用日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金及び使用料であって、適用日から平成十四年五月三十一日までの間に料金及び使用料の額が確定するもの（適用日以後初めて料金及び使用料の額が確定する日が同月三十一日後であるもの（以下「特定料金及び使用料」という。）にあたっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る料金及び使用料については、なお従前のおりとする。

3 前項に規定する特定料金及び使用料のうち、なお従前のおりの額を適用する部分は、同項に規定する特定料金及び使用料のうち、適用日以後初めて確定する料金及び使用料の額を前回確定日（その直前の料金及び使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金及び使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成十四年五月三十一日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

附 則（平成十四年一二月一七日条例第一九号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の加茂市給水条例の規定は、平成十四年十月一五日から適用する。

附 則（平成十五年三月二六日条例第一一号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十三日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年一二月二四日条例第三五号）

（施工期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金及び使用料であって、適用日から平成二十六年四月三十日までの間に料金及び使用料の額が確定するもの（適用日以後初めて料金及び使用料の額が確定する日が同月三十日後であるもの（以下「特定料金及び使用料」という。）にあたっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る料金及び使用料については、なお従前のおりとする。

3 前項に規定する特定料金及び使用料のうち、なお従前のおりの額を適用する部分は、同項



に規定する特定料金及び使用料のうち、適用日以後初めて確定する料金及び使用料の額を前回確定日（その直前の料金及び使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金及び使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成二十六年四月三十日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

別表（第二条関係） 給水区域

番田、幸町一丁目、幸町二丁目、寿町、旭町、栄町、新栄町、大郷町一丁目、大郷町二丁目、高須町一丁目、高須町二丁目、石川一丁目、石川二丁目、柳町一丁目、柳町二丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、上条、皆川、神明町一丁目、神明町二丁目、青海町一丁目、青海町二丁目、千刈一丁目、千刈二丁目、千刈三丁目、陣ヶ峰、赤谷、学校町、都ヶ丘、本町、仲町、上町、五番町、新町一丁目、新町二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、秋房、桜沢、穀町、駅前、松坂町、岡ノ町、矢立、中村、小橋一丁目、小橋二丁目、芝野、横江、大字加茂新田、大字山島新田、大字天神林、大字田中新田、大字鶴森、大字砂押新田、大字前須田、大字後須田、大字北潟、大字五反田、大字狭口の一部、大字上条の一部、大字加茂の一部、大字矢立新田の一部、大字下条の一部、大字黒水の一部、大字下大谷の一部、大字下高柳の一部、大字宮寄上の一部、大字長谷の一部、大字下土倉の一部、大字上土倉の一部、大字上高柳の一部、大字西山の一部、大字中大谷の一部、大字上大谷の一部